

議案第 49 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 8 日

三朝町長 吉田 秀光

- 1 財産の内容 除雪トラック 1 台
- 2 契約の相手方 鳥取県東伯郡北栄町土下 410 番地
有限会社 吉村オートサービス
代表取締役 吉村 篤孝
- 3 取得価格 6,720,160 円
- 4 取得の目的 除雪業務の体制強化に伴う除雪トラックの整備